令和7年度版障がい者福祉施策一覧

◆ 障害者手帳

(令和7年8月12日現在)

援護等の種別	内容	身体	知的	精神	相談窓口
身体障害者手帳	身体に障がいがある方(視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体、心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、ぼうこう、直腸、小腸または免疫機能に障がいがあり身体障害者福祉法別表に該当する方)は、本人または保護者の申請によって、身体障害者更生相談所の判定に基づき身体障害者手帳が交付されます。【申請に必要なもの】 ① 身体障害者(児)手帳交付申請書 ② 診断書(指定医師が規定の診断書様式を使用したものに限る) ③ 写真1枚(縦4cm×横3cm、無帽の顔写真、1年以内のもの) ④ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、旅券等) ⑤ 個人番号がわかるもの(マイナンバーカード、個人番号通知書等) ★ 現在、手帳をお持ちの方で、次の事項に該当する場合は、必ず届出をしてください。①住所・氏名の変更 ②死亡 ③手帳の紛失・破損 ④障がい程度の変更	0			
療育手帳	知的発達に障がいのある方は、本人または保護者の申請によって、知的障害者更生相談所(18歳未満の児童は川西こども家庭センター丹波分室)の判定に基づき療育手帳が交付されます。 【申請に必要なもの:18歳未満】 ① 療育手帳交付申請書 ② 調査票(両面) ③ 生育歴 ④ 写真1枚(縦4cm×横3cm、無帽の顔写真、1年以内のもの) 【申請に必要なもの:18歳以上】 ① 療育手帳交付申請書 ② 写真1枚(縦4cm×横3cm、無帽の顔写真、1年以内のもの) ③ 調査表(両面) ④ 同意書 ⑤ 証明書(診断日から3ヶ月以内のもので、かかりつけ医によるもの) ★ 期限付きの手帳が交付されているときは、手帳記載の期限までに更新手続きを行ってください。また、次の事項に該当する場合は、必ず届出をしてください。①住所・氏名の変更 ②死亡 ③手帳の紛失・破損 ④ 障がい程度の変更		0		障がい福祉課 お 88-5262 お 88-5263
精神障害者保健福祉手帳	精神障がいのため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約があり、手帳取得を希望される方は、本人の申請によって、医師の診断書等に基づき精神障害者保健福祉手帳が交付されます。 【申請に必要なもの】 ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書 ② 次のア・またはイ・のどちらかア・医師の診断書(初診日から6ヶ月以上経過、作成3ヶ月以内のもの)イ・精神障がいを支給事由とする障害年金証書等の写し障害年金振込通知書等の写し年金事務所等照会同意書 ③ 写真1枚(縦4cm×横3cm、無帽の顔写真、1年以内のもの) ④ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、旅券等) ⑤ 個人番号がわかるもの(マイナンバーカード、個人番号通知書等) ★ 有効期間は2年間で、有効期間の延長を希望する場合は、有効期間が満了する前に更新申請が必要です。			0	

◆ 手当年金等

援護等の種別		内容	身体	知的	精神	相談窓口
介護者支援金	対象を支給に	育手帳A判定)で、居宅で過去6ヶ月以上常時臥床の状態にあり、 引き続き同様の状態が継続すると認められる方を常時介護して いる方(介護保険サービス利用者は対象外、所得制限あり)	0	0		∫\$≠ + ₹↓ \ '>□ 'y⊩ ≅⊞
特別障害者手当	対象	活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方(該当要件、所得制限あり)	0	0	0	障がい福祉課 お 88-5262 お 88-5263
障害児福祉手当	対象	の介護を要する在宅の20歳未満の方(該当要件、所得制限あり)	0	0	0	
特別児童扶養手当	対象	得制限あり)	0	0	0	
児童扶養手当	対象:	童については20歳未満)を監護する父または母、養育者(所得制限あり) (対象児童1人の場合) 全部支給・・・月額 45,500円 一部支給・・・月額 10,740円~45,490円	0	0	0	こども福祉課 8 88-5287
障害年金	対 象 金	度以上の障がいの状態になったとき(保険料納付要件あり) ② 初診日が60歳以上65歳未満で、日本に住んでいる方が障がい者になったとき(保険料納付要件等あり) ③ 20歳以前に初診日がある方が障がい者になったとき(所得制限あり)	0	0	0	≪国民年金加入中に初診日がある方≫健康課☎82-6690≪厚生年金加入中に初診日がある方≫ねんきんが付別☎0570-05-1165
特別障害給付金	対 象 : 支 給 :	時(年金制度上の任意加入時期のため一定の時期に限る)の障がいのため障害年金を受給できなかった方(該当要件あり)	0	0	0	健康課 お 82-6690 ねんきんが 付加 a0570-05-1165
無年金外国籍障害者等福祉給付金	対象:	していた在日外国籍障がい者等で、年金制度上の資格要件により 障害基礎年金等が受けられない重度障がい者等(該当要件あり)	0	0	0	障がい福祉課 8 88-5262 8 88-5263

援護等の種別		内容	身体	知的	精神	相談窓口
兵庫県心身障害 者扶養共済制度	内 対掛 年	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金が支給されます。 小身障がい者の保護者で、65歳未満の方(加入要件有)加入年齢により10月額9,300円~23,300円市民税課税状況により減免あり(10のみ)10月額20,000円(20まで加入可)	0	0	0	障がい福祉課 お 88-5262 お 88-5263
兵庫県心身障害 者扶養共済制度 掛金助成	対象者助成額	兵庫県心身障害者扶養共済制度加入者に掛金の一部を助成します。 市民税非課税世帯・・・・掛金の7割以内 市民税均等割課税世帯・・・掛金の5割以内 市民税所得割課税世帯・・・掛金の3割以内	0	0	0	

◆ 医療費

援護等の種別		内容	身体	知的	精神	相談窓口
重度障害者医療費	対象者助成内容	身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級保持者で、本人・配偶者・扶養義務者それぞれの市民税所得割額が23万5千円未満の方(世帯合算は行わない)医療保険による給付が行われた場合の一部負担金(※)を超えた分について助成します。 ※ 入院・・無料(食事代・部屋代などの保険適用外のものは支給対象にはなりません)外来・・医療機関(薬局含む)ごとに1日600円又は400円(月2日まで) 注意 精神障害者保健福祉手帳1級保持者の精神疾患による入院については、所得に応じて月額22,000円、15,000円、12,000円	0	0	0	// = h c = h = FH
高齢重度障害者医療費	対 象 者 助成内容	後期高齢者医療制度に加入されており、身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級保持者で、本人・配偶者・扶養義務者それぞれの市民税所得割額が23万5千円未満の方(世帯合算は行わない) 医療保険による給付が行われた場合の一部負担金(※)を超えた分について助成します。 ※ 入院・・無料(食事代・部屋代などの保険適用外のものは支給対象にはなりません) 外来・・・医療機関(薬局含む)ごとに 1日600円又は400円(月2日まで) 注意 精神障害者保健福祉手帳1級保持者の精神疾患による入院については、所得に応じて月額22,000円、15,000円、12,000円	0	0	0	健康課 ☎82-6690

援護等の種別		内容	身体	知的	精神	相談窓口
後期高齢者医療制度による障がい認定	対 象 者	65~74歳の方で身体障害者手帳1~3級及び4級の一部、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級保持者、障害年金1・2級の受給者等で後期高齢者医療制度に加入を希望する者後期高齢者医療制度による一部負担金のみで受診いただけます。なお、現在加入されている健康保険から脱退し、新たな健康保険に加入することになります。また、後期高齢者医療制度に加入された場合は、保険料を納めていただくことになります。	0	0	0	健康課 ☎ 82-6690
自立支援医療費(更生医療)	対象者 自己負担	18歳以上の身体障害者手帳所持者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者 (事前申請、指定医療機関の医師意見書が必要) 原則として医療費の1割負担ですが、所得に応じてひと月当りの自己負担上限額が決まります。	0			
自立支援医療費(育成医療)	対象者自己負担	18歳未満の身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・ 軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者 (事前申請、指定医療機関の医師意見書が必要) 原則として医療費の1割負担ですが、所得に応じてひと月当りの 自己負担上限額が決まります。	0			障がい福祉課 8 88-5262 8 88-5263
自立支援医療費(精神通院医療)	対象者 自己負担	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者(所得制限あり、事前申請必要)原則として医療費の1割負担ですが、所得に応じてひと月当りの自己負担上限額が決まります。			0	
精神障害者医療 費	対 象 者助成内容	精神障害者保健福祉手帳2・3級保持者で、本人・配偶者・扶養義務者それぞれの市民税所得割額が23万5千円未満の方(世帯合算は行わない) 入院・・・所得に応じて月額22,000円、15,000円、12,000円(食事代・部屋代などの保険適用外のものは支給対象にはなりません) 外来・・・所得に応じて医療機関(薬局含む)ごとに181200円、1,000円、800円(月4日まで)自立支援医療(精神通院)・・・申請により後日償還払い。上限額は上記と同じ。 ※1級の方については、(高齢)重度障害者医療費の項目(P3)をご確認ください。			0	健康課 25 82-6690
特定疾病療養受療証の交付	対 象 者	血友病や血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症、人工透析が必要な慢性腎不全の疾病者 特定疾病療養受療証を医療機関の窓口に提出すれば、1ヶ月10,000円以内の自己負担となります。 なお、慢性腎不全による人工透析を要する70歳未満の国民健康保険加入者のうち、一定以上所得者については、1ヶ月20,000円以内の自己負担となります。 また、後期高齢者医療制度では所得制限がないため、1ヶ月の自己負担額は10,000円以内となります。 申請する際に医師の意見書が必要です。	0			健康課 282-6690 (社会保険に加入されている方は、各加入保険窓口)

◆ 補装具 • 日常生活用具

援護等の種別		内容	身体	知的	精神	相談窓口
補装具費支給事	内容	身体障がい者(児)や難病の方に対して失われた身体機能を補完				
業		又は代替する用具(義肢、装具、補聴器、車いす等)の購入また				
		は修理、貸与する費用の一部を支給します。				
*事前に申請が	対 象 者	身体障害者手帳所持者(補装具の種類によっては、身体障害者更	0			
必要です		生相談所の判定が必要)、難病患者				
	自己負担	原則として補装具費の1割負担ですが、所得に応じてひと月当り				「安かり、 マラット - 田
		の自己負担上限額が決まります。				障がい福祉課
日常生活用具費	内 容	日常生活を容易にするために必要な用具(特殊寝台、入浴補助用				2 88-5262
支給事業		具、ストマ用装具、住宅改修等)を購入する費用の一部を支給し				☎ 88-5263
		ます。				
*事前に申請が	対 象 者	重度の身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、難病患者	0	0		
必要です		※用具の種類、障がいの程度によって給付条件があります。				
	自己負担	原則として日常生活用具給付費の1割負担ですが、所得に応じて				
		ひと月当りの自己負担上限額が決まります。				
人生いきいき住	内 容	障がい者の身体状況に応じて必要な住宅改修費を助成します。				※障がい者
宅助成事業		(浴室、洗面所、便所、玄関、廊下、階段、居室、台所の改修)				障がい福祉課
	対 象 者	重度の身体障がい者・知的障がい者のいる世帯(所得制限あり)				2 88-5262
*事前に申請が	助成金額	対象工事費に世帯の所得に応じた助成率をかけた金額(100万円	0	0		2 88-5263
必要です		限度※)				※高齢者
		※日常生活用具費支給事業で住宅改修費助成を受ける場合は、				介護保険課
		合わせて100万円限度				2 88-5266

◆ その他の福祉用具給付事業

援護等の種別		内容	相談窓口
小児慢性特定疾 病児童等日常生 活用具給付事業	内 容 対象者	日常生活を容易にするために必要な用具(特殊寝台、入浴補助用具、車いす、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター等)を購入する費用の一部を支給します。 小児慢性特定疾病児童等(用具の種類によって給付条件があります。)	
軽・中度難聴児 補聴器購入費等 助成事業	自己負担 内 対象 あ成金額	世帯の所得に応じて自己負担額が決まります。 身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児(3月31日時点で18歳以下)の補聴器購入費用等の一部を助成します。 次のいずれにも該当する方 ①保護者が市内に居住している方 ②両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満、片耳の聴力レベルが70デシベル以上でも他方の耳の聴力レベルが70デシベル未満又は片耳若しくは両耳の聴力レベルが30デシベル未満の方 ※指定医療機関の医師意見書が必要となります。 [補聴器購入費] 種類に応じて40,000円又は100,000円以内	障がい福祉課 お 88-5262 お 88-5263







◆ 地域生活支援

援護等の種別		内	容		身体	知的	精神	相談窓口
相談支援事業	内 容 利用料金	障がい者またはその家族の を行うとともに権利擁護の 無料 〔相談支援事業所〕						
		名称	所 在 地	電話				
		丹波市社会福祉協議会 相談支援事業所	春日町黒井1500	74-4763	0	0	0	
		たんば快援隊	 氷上町横田460-1	80-2945				
		ほのぼの介護相談支援 事業所		86-7530				
意思疎通支援者	内 容	聴覚・音声・言語の機能に	覚・音声・言語の機能に障がいのある方に、手話通訳者・要約					
派遣事業	利用料金	筆記者を派遣します。 無料						
点字・声の広報	内 容	重度の視覚障がいのためな	(字による情報入手が困	対難な方に、点				
等発行事業		字・声の広報を発行します。(丹波市広報、議会だより等)						
7±° W bull >	利用料金	無料						
スポ゚ーツ・レクリエーション	内容		障がい者等を対象とした各種スポーツ、レクリエーション教室を 開催します。					
教室開催等事業	利用料金	開催します。	無料				0	
	内容	障がい者等を対象に、身体	機能・健康維持のため、	リハビリやス				
<u> </u>	対象者	トレッチ、音楽活動などの生活(機能)訓練を実施します。 在宅で生活されている障がいがある方				0	0	障がい福祉課 3 88-5262 3 88-5263
	利用料金	無料						
自動車運転免許 取得費助成事業	内容	就労等のため運転免許を取 します。(所得制限あり) 免許取得に要した経費の2		用の一部を助成	0	0	0	
 自動車改造費助	助成金額内容	自らが所有し、運転する自		前生器の改造器				
成事業	助成金額	用の一部を助成します。(原		り衣色の以近貝	0			
 訪問入浴サービ	内 容	家庭において入浴すること) のために、訪				
ス事業	対象者	問により居宅での入浴サー 次のいずれにも該当する方	ビスを提供します。	ر ماردویادر				
		①身体障害者手帳1級また ②常時臥床又はこれに準す ることが困難であり、か	る状態にあり、家族だけ					
		利用しても入浴が困難な						
		③入浴可能な健康状態にあ	る方		0			
		④入浴時において家族等の						
		⑤介護保険法に基づく訪問		ができない方				
	THE C ***	⑥感染症疾患を有していな	:い方					
	利用回数	週2回以内 原則としてる ※に必要な悪	:田の 4 申1 名 to					
	利用料金	原則として入浴に必要な費 (市民税非課税世帯は無料						

援護等の種別		内	容		身体	知的	精神	相談窓口
福祉送迎サービ	内 容	外出時に介助や支援を必要		車両による特定				
ス(おでかけサ		目的地への送迎サービスを						
ポート)事業	対象者	次のいずれにも該当する1		. (2)				
(移動支援事業)		①要介護2から5、身体随						
		精神障害者保健福祉手順		人工透析患者				
		②運転免許をお持ちでない	八万					
		③市民税が非課税の方	到去へりりこ りり	1) H/3# 0÷				
		④バス・デマンド(予約)付を受けていない方	空業ロググンー・ダク	/ソー共迪芬の父				
	 利用回数	①要介護2から5、身体障	音宝老千帳1番1級から	5.4级(内郊陪宝	0	0	0	
	MITIES	を除く)、療育手帳A判別						
		患者の方 年間120回						
		②身体障害者手帳1種1A						
		定、精神障害者保健福祉						
		院、社会的交流・買物和		TIGOCE (M				
		③人工透析患者 人工透析		·回数(透析通院				
		利用)						
	利用料金	乗車1回につき500円。	地域(旧町域)を超え	.る場合は 500				
		円加算(通院利用の場合は	は加算なし)					
移動支援事業	内 容	屋外での移動が困難な障が	がい者 (児) の地域にお	ける自立生活及				
		び社会参加を促すため、タ	小出の際の支援をしま す	t .				
	対 象 者	外出時に移動の支援が必要	要な障がい者(児)					
		[個別移動支援]						
	利用料金	障がい者(児)の個別的	りな移動支援		0	0	0	障がい福祉課
		100円/30分(市民税)	非課税世帯は無料)					2 88-5262
		[グループ移動支援]						2 88-5263
		屋外でのグループ活動、						
		1人につき 50円/30%						
日中一時支援事	内 容	障がい者の日中活動の場を						
業		的に介護している家族の-	一時的な休息を目的に、	見守りなどの支				
	++	援を行います。 キャになぎ <i>た</i> ナスを守る						
	対象者	市内に住所を有する在宅の						
	利用料金	[基本料金] 150円/4			0	0	0	
			時間超8時間以下					
		650円/8 [入 浴] 50円/回	可怕吃					
		[送迎] 50円/回	(片漠)					
		(市民税非課税世帯は無料						
	内 容	就労移行支援事業所、自立						
事業	13 2	に、訓練経費を助成します						
		の方)	V (1, 1, 2, 1, 2, 1, 2, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,		0	0	0	
	助成金	月額1,600円~14,800F	円					
地域活動支援セ	内 容	通所によって創作的活動又は生産活動の場を提供、社会との交流						
ンター事業		促進により障がい者(児)の地域生活を支援します。						
	対象者	市内に住所を有する在宅の障がい者(児)						
	利用料金	無料						
		〔市内の地域活動支援センター〕			0	0	0	
		名 称	所 在 地	電話				
		希望の家	柏原町柏原1018-1	73-0869				
		春日小規模作業所こぶし	春日町黒井1500	74-0715				
	<u> </u>				<u> </u>	<u> </u>		

援護等の種別		内容				相談窓口
就労支援施設利 用者負担扶助費 支給事業	内 容 対象者	就労移行支援事業所または就労継続支援事業所を利用されている方に、施設の利用にかかる利用者負担額(食費等の特定費用を除く)に相当する額を支給します。 就労支援施設の利用者で、施設の利用について利用者負担が生じる方	0	0	0	
人工透析治療通院費助成事業	内 対象者	じん臓機能の障がいにより人工透析療法を受けている方に人工 透析療法を受けるため医療機関への通院に要した交通費の一部 を助成します。 次のいずれにも該当する方 ① じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 人工透析療法を受けるため、医療機関に常時自家用車又はタ クシー、公共交通機関を利用して通院されている方(片道の み自家用車等通院者を含む。) ③ 市民税非課税者 ④ 生活保護法による医療扶助の移送費等を受けていない方 通院距離に応じて月額500円~5,000円	0			障がい福祉課 お 88-5262 お 88-5263

◆ 障害福祉サービス

援護等の種別	内容	身体	知的	精神	相談窓口
障害福祉サービス	障害福祉サービスには、介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。介護給付は、サービスに該当する障害支援区分の認定を受ける必要があります。 【手続きからサービス利用まで】 ① 申 請 ② 調 査 調査員が面接調査及びサービス利用意向を聴取します。 ③ 障害支援区分の認定 障害支援区分の認定 障害支援区分の認定が行われます。 ④ サービス等利用計画案の提出 ⑤ 支給決定 障害支援区分やサービス等利用計画案をふまえ、サービス内容や支給量を決定し、「障害福祉サービス受給者証」を交付します。 ⑥ サービス利用開始 利用者と事業者が契約を結んだ後、サービスを利用します。	0	0	0	障がい福祉課 3 88-5262 3 88-5263



援護等の種別			内容	身体	知的	精神	相談窓口
障害福祉サービ	【障害	福祉サービスの内容]				
ス		サービスの種類	サービス 内容				
		居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等生活全般に				
		(ホームヘルプ)	わたる介護サービスを行います。				
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護が必要な人に、				
			自宅での介護や外出時の移動支援などを総合				
			的に行います。				
		同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する				
			障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情				
			報を提供するとともに移動の援護等の支援を 行います。				
		 行動援護	知的障がい、精神障がいにより行動するときに				
	介	TJ 到I及i支	常時介護を要する人に、外出時の移動支援や危				
	護		除回避のための援護を行います。				
	給	重度障害者等包括	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など				
		支援	の障害福祉サービスを包括的に提供します。				
	付	短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期の				
		(ショートスティ)	入所による入浴、排泄、食事等の介護を行いま				
			ਰ 。				
	,	療養介護	医療機関において、機能訓練や療養上の管理、				
			看護、介護、日常生活上の援助等を行います。				
		生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事				
			の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供				a+ 1.% != 1.1-m
			等を行います。				障がい福祉課 200 5060
		施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、	0	0	0	5 88-5262 5 88-5263
-			入浴、排泄、食事の介護等を行います。				2 00-0203
		自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一				
		(機能訓練・	定期間、身体機能や生活能力向上のために必要				
		生活訓練)	な訓練を行います。				
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期 間、就労に必要な知識や能力の向上のために必				
			同、				
	訓	 就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場の提				
	練	(A型·B型)	供や、就労に必要な知識や能力の向上のために				
	等	V(T DT)	必要な訓練を行います。				
	給	 就労定着支援	就労移行等を利用し、一般就労に移行した障が				
			い者の就労に伴う支援ニーズに対応できるよ				
	付		う支援を行います。				
	,	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日				
		(グループホーム)	常生活上の援助を行います。				
		自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から—				
			人暮らしへの移行を希望する障がい者に対し				
			必要な支援を行います。				
		地域移行支援	施設等に入所している人に対し、住居の確保そ				
	地 域		の他の地域生活に移行するための活動に関し				
	地域相談支援	111 LB LB AF 1 1	て必要な支援を行います。				
	支	地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に、常時の連				
	援		絡体制を確保し緊急の事態等に相談、緊急訪問				
 			等必要な支援を行います。				

◆ 障害児通所支援

援護等の種別	内	容		身体	知的	精神	相談窓口
障害児通所支援	通所利用の障がい児への支援だけでとした支援や、保育所等の施設に通ます。 【手続きからサービス利用まで】 ① 申 請 ② 調 査 面接調査及びサービス利用意 ③ 障害児支援利用計画案の提出 ④ 通所給付決定 障害児支援利用計画案と勘案 決定し、「通所受給者証」を交 ⑤ サービス利用開始 利用者と事業者が契約を結ん						
	サービスの種類						
	技能の	活における基本的な動作 付与、集団生活への適応 を行います。					
		たけの向上のために必要な その促進等の必要な支援を					
		í等における集団生活適応 援を行います。					
	気管切 が対象	訪問し、児童発達支援を 開をするなど重度心身障 です。		0	0	0	障がい福祉課 お 88-5262 お 88-5263
	(市内の障害児通所支援事業所) 名 称	所 在 地	TEL				
	丹波市通所支援事業所もみじ	88-5752					
	春日学園 カラフル	氷上町石生2059-5 春日町野村65-1	75-1080				
		青垣町田井縄371	87-2255				
	放課後等デイサービスのびのび	柏原町大新屋1114	88-5848				
	こども発達サポート いっぽ	柏原町柏原980-2 柏原センタービル401	88-5117				
	こども発達支援 Co-Coテラス	柏原町柏原5216	88-5623				
	こども発達支援 Co-Coテラス +	柏原町柏原46	090- 3660- 7715				
	児童発達支援スタートライン	氷上町石生153-3	88-5667				
	こども発達支援 Co-Coテラス☆ stella	春日町野村2561	080- 6089- 5937				
	くろいくろまめ						

◆ 税の減免

援護等の種別	内	容	身体	知的	精神	相談窓口	
自動車税種別割 自動車税環境性 能割 軽自動車税種別 割 軽自動車税環境 性能割の減免	障害者手帳所持者の日常生活にとったのいて、自動車税種別割または軽について、自動車税環境性能割の減免を ※減免申請前には必ず県税事務所等 【対象となる自動車】 障がい者の移動手段としてもっぱら ※減免できる自動車は障がい者1. い場合に限ります。 ① 障がい者またはその方と生計を る自動車等 ② 障がい者のみの世帯(単身含む				《自動車税/ 自動車税種別割》		
	その方を常時介護する方が運転 【減免額】 自動車税種別割・・・所有者、選 の全額また 軽自動車税種別割・・・全額(人 【申請時期】				丹波県税事務所 2 73-3746 《自動車税環境性能割》 神戸県税事務所		
	※ 納期限後に要件を満たした。 軽自動車税種別割・・・・4月1E	自動車税種別割・・・4月1日から納期限まで ※ 納期限後に要件を満たした方は随時申請可(2月末まで) 軽自動車税種別割・・・・4月1日から納期限まで 自動車税環境性能割/軽自動車税環境性能割・・自動車を登録するとき 【減免対象者の範囲】					
	身体障害者手帳等障がいの区分 視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声機能障害				《軽自動車税種 別割》 税務課 ☎ 82-2070		
	上肢不自由 下肢不自由 体幹不自由 乳幼児期以前の非進行性の 上肢機能 脳病変による運動機能障害 移動機能	1級~6級 1級~3級 1級~6級 1級~3級、5級 1級~6級 1級~3級 1級~6級 1級~3級				《軽自動車税環境性能割》 神戸県税事務所 2078-822-6050	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸又は小腸の機能障害 肝臓機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級、3級、4級 1級~3級 1級~3級					
	障がい者本人または家族等が 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者						

援護等の種別	内容	身体	知的	精神	相談窓口	
所得税・住民税 の障害者控除	納税者またはその同一生計配偶者・扶養親族に心身の障がいがある場合は、次の額の控除が受けられます。 [所得税] 特別障害者控除 40万円 障害者控除 27万円 扶養親族が同居特別障害者の場合 75万円 [住民税] 特別障害者控除 30万円 障害者控除 26万円 扶養親族が同居特別障害者の場合 53万円 、	0	0	0	≪所得税≫ 柏原税務署 1872-1130 ≪住民税≫ 税務課 182-2070	
相続税の障害者 控除	相続人が85歳未満の障害者手帳所持者の場合、85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特別障害者のときは20万円)が障害者控除として、相続税から差し引かれます。	0	0	0	拉唇形效果	
贈与税の非課税	特定障害者の生活費に充てるため、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があった場合、その信託受益権の価格のうち特別障害者である特定障害者については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者については3,000万円まで贈与税がかかりません。	0	0	0	柏原税務署 ☎ 72-1130	
個人事業税の非 課税	重度の視覚障がい(両眼の視力がO.O6以下)のある方が、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、その他医業に類する事業を営む場合は、個人事業税が非課税になります。	0			丹波県税事務所 ☎73-3746	
心身障害者扶養 共済制度給付金 の非課税	心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金は、所得税法上、非課税となります。また、掛金は確定申告により小規模企業共済掛金控除の対象となります。	0	0	0	柏原税務署 ☎ 72-1130	

◆ 資金の貸付

援護等の種別			内容	身体	知的	精神	相談窓口
生活福祉資金	対 🦠	1 者	障害者手帳(身体・療育・精神)の交付を受けている方の属する世				
(福祉資金)			帯				
	使	途	① 生業を営むために必要な経費				
			② 技術習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するた				
			めに必要な経費				丹波市社会福
			③ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	0	0	0	祉協議会
			④ 福祉用具等の購入に必要な経費				2 86-7171
			⑤ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費 など				
	利	子	[連帯保証人を立てる場合] 無利子				
			[連帯保証人を立てない場合] 年1.5%				
	貸付關	良度額	580万円以内(資金目的により貸付上限額目安あり)				



◆ 公共料金等の割引

援護等の種別		内容	身体	知的	精神	相談窓口
デマンド型 乗	対象者	障害者手帳(身体・療育・精神)所持者				ふるさと
合タクシー運賃	割引内容	1回の乗車運賃が200円に割引されます。(一般300円)	0	0	0	定住促進課
の割引	手続方法	利用登録票に手帳所持者である旨を記入してください。				2 88-5360
有料道路通行料	対 象 者	[自らが運転する場合]				
金の割引		身体障害者手帳所持者(第2種)の方				
		[介護者が運転し、障がい者本人が同乗する場合]				
		身体障害者手帳所持者(第1種)または療育手帳所持者(A判定)の方				
	割引内容	通常料金の半額	0	0		
	利用方法	事前に市役所窓口またはオンライン(ETC割引利用の場合のみ)				
		で申請手続きが必要です。				
		オンライン申請サイト →→→				障がい福祉課
		http://www.expressway-discount.jp				8 88-5262
NHK放送受信	[全額免除效					2 88-5263
料の減免	障害者手	- 「 - 帳(身体・知的・精神) 所持者が世帯構成員であり、世帯全員が				
	[半額免除效					
		またが身体障害者手帳を所持する視覚障がい者又は聴覚障がい者	0	0	0	
		放送受信契約者の場合				
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
		神障害者保健福祉手帳1級)で、放送受信契約者の場合				
丹波竜化石工房	対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳所持者				
「ちーたんの館」		 障がい者とその介護者(1名)				恐竜課
	割引内容	入館料が半額	0	0	0	77-1887
	利用方法	手帳を提示ください。				
植野記念美術館	対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者				
		障がい者とその介護者(1名)				植野記念美術館
	割引内容	観覧料金が半額	0	0	0	82-5945
	利用方法	手帳等を提示ください。				
氷上回廊水分れ	対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者				氷上回廊水分
フィールドミュ		 障がい者とその介護者(1名)		_	_	れフィールド
ージアム	割引内容	 観覧料金が半額	0	0	0	ミュージアム
	利用方法	手帳等を提示ください。				82-5912
柏原歴史民俗資	対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者				
料館・田ステ女		 障がい者とその介護者(1名)				社会教育・文
記念館/春日歴	割引内容	各館の入館料が半額	0	0	0	化財課
史民俗資料館	利用方法	手帳等を提示ください。				70-0819
青垣温水プール	対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者				青垣総合運動公園
	割引後料金	一般利用・・・270円				指定管理者
		回数券(12枚綴り)・・2,750円	0	0	0	(株)エヌ・エス・アイ
		年間会員・・・9,900円				87-2200
	利用方法	手帳を提示ください。				01 2200

◆ その他の援護

援護等の種別		内容	身体	知的	精神	相談窓口
ヘルプマーク ヘルプカード	内 容 対象者	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、 妊娠初期の方など、援助や配慮が必要なことが外見では判断でき ないため、マークを身に付け周囲の人に援助や配慮の必要性を知 らせる。申請により交付。 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初 期の方など、援助や配慮を必要としている方 ※兵庫県内に在住・在勤・在学の方に限ります。	0	0	0	
兵庫ゆずりあい駐車場利用証の交付	内 対象 者	利用証を提示することで公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなど「兵庫ゆずりあい駐車場」の表示のある駐車区画に優先的に駐車することができます。 次の基準に該当し、歩行が困難な方 [身体障害者手帳] ① 視覚、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害 1~4級 ② 聴覚障害 2・3級 ③ 平衡機能障害 3・5級 ④ 上肢機能障害 1・2級 ⑤ 下肢機能障害 1~6級 ⑥ 体幹機能 1~5級 ⑦ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による機能障害による上肢機能障害1・2級または移動機能障害1~6級 [療育手帳] A判定 [精神障害者保健福祉手帳] 1級 [その他] 難病患者、高齢者等、妊産婦、傷病人、その他歩行が困難な方※医師の意見書が必要な場合があります。	0	0	0	障がい福祉課 お 88-5262 お 88-5263
FAX119番	内 容 対象者	言語による119番通報が困難な聴覚及び音声・言語機能等に障がいがある方が緊急通報を行う補助手段として、FAXを利用して119番通報を行い、消防車や救急車の要請ができるものです。 ① 丹波市在住の方で、聴覚及び音声・言語機能等に障がいのある方 ② 利用にあたっては、事前に登録が必要となります。原則として、市内で発生した救急、火災、救助などに限ります。	0			障がい福祉課 お 88-5262 FAX88-5283
NET119 緊 急 通報システム	内容対象者その他	聴覚及び音声・言語機能の障がい等により会話が不自由な方が、スマートフォンなどを使って画面上のボタン操作や文字を入力することで簡単に119番通報が行えるシステムです。 ① 聴覚及び音声・言語機能等に障がいのある方 ② 利用にあたっては、事前に登録が必要となります。 GPS機能で位置情報を自動的に確認するため、国内どこでも通報できます。	0			丹波市消防署 8 72-2255 FAX73-1250
FAX11O番緊 急通報	内 容 対象者	言語による110番通報が困難な聴覚及び音声・言語機能等に障がいがある方が緊急通報を行う補助手段として、FAXを利用して110番通報を行い、警察の要請ができるものです。 ①丹波市在住の方で、聴覚及び音声・言語機能等に障がいのある方 ②利用にあたっては、国内どこでも通報できます。	0			障がい福祉課 お 88-5262 FAX88-5283

援護等の種別		内容	身体	知的	精神	相談窓口
遠隔手話 電話リレーサー ビス	内 対 内 対 内 対	テレビ電話機能を通じて画面越しに手話通訳者が通訳を行い、聞こえない人と聞こえる人のコミュニケーションを図ります。 災害時の意思疎通や新型コロナウイルスなどの感染症にかかる 受診の利用ができるものです。 ①丹波市在住の方で、聴覚及び音声・言語機能等に障がいのある 方 ②利用にあたっては、事前に登録が必要となります。 聞こえない人と聞こえる人をオペレーターが〈手話や文字〉と〈音声〉を通訳することにより、電話で即時双方向につなぐサービス です。 ①聴覚及び音声・言語機能等に障がいのある方 ②利用にあたっては、事前に登録が必要となります。	0			障がい福祉課 な 88-5262 FAX88-5283
郵便等による不在者投票	内 容 対象者	身体障害者手帳をお持ちの方で、次の障がい等に該当する方は、 郵便等投票証明書の交付を受けると在宅で不在者投票ができます。 ①両下肢、体幹、移動機能障害の程度が1級又は2級の方 ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸障害の程度が 1級又は3級の方 ③免疫、肝臓障害の程度が1級から3級までの方 ※郵便等による不在者投票ができる方で、自ら投票の記載ができない次のような障がいのある方は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た者に投票の代理記載をさせることができます。 [該当者] 上肢又は視覚の障がいで身体障害者手帳1級の方	0			選挙管理委員会 (総務課) ☎ 82-1002



相談窓口

★相談支援事業所(丹波市委託)

在宅の障がい者やその家族の地域における生活を支援するため、各種福祉サービスの利用相談や介護相談、情報提供などの総合的な相談窓口を市の委託を受けて開設しています。

相談支援専門員が相談に応じます。相談料は無料、秘密は厳守いたしますので、安心してご相談ください。

□ 相談支援センター たんば快援隊

〔開 所 日〕 月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時30分(祝日、年末年始を除きます)

〔所 在 地〕 丹波市氷上町横田460-1

〔連 絡 先〕 TEL 0795-80-2945 FAX 0795-80-1294

□ 丹波市社会福祉協議会相談支援事業所

〔開 所 日〕 月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時15分(祝日、年末年始を除きます)

〔所 在 地〕 丹波市春日町黒井1500

〔連 絡 先〕 TEL 0795-74-4763 FAX 0795-74-0478

□ ほのぼの介護相談支援事業所

〔開 所 日〕 月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時15分(祝日、年末年始を除きます)

〔所 在 地〕 丹波市市島町下竹田1406-1

〔連 絡 先〕 TEL 0795-86-7530 FAX 0795-86-7530

★丹波市障がい者基幹相談支援センター

総合的・専門的な相談支援の拠点として、相談支援ネットワークの構築や体制強化に取り組みます。

〔所 在 地〕 丹波市山南町岩屋635

〔連 絡 先〕 TEL 0795-70-0080 FAX 0795-70-0078

〔開 所 日〕 月曜日~金曜日 (祝日、年末年始を除きます)

★丹波市障がい者虐待防止センター

障がい者の虐待にかかわる通報、届出、支援などの相談に応じます。

〔所 在 地〕 丹波市氷上町常楽211 丹波市役所本庁第2庁舎 障がい福祉課

〔連 絡 先〕 TEL 0795-88-5262

FAX 0795-88-5283 (夜間、休日は受付のみ)

メール shien@city.tamba.lg.jp



★障がい者サポーター

身体障がい者サポーター(身体障害者相談員)、知的障がい者サポーター(知的障害者相談員)は、市長から、精神障がい者サポーター(精神障害者相談員)は県知事から委嘱を受けた民間協力者で、障がいのある方や、そのご家族からさまざまなお話をお聞きしています。

★おきがる相談会

障がいのある方や、そのご家族を対象に、(身体・知的・精神) 障がい者サポーターがお話をおききします。予約は不要ですが、順番にご案内しますのでお待ちいただく場合があります。

時間		午後1時30分~午後3時まで	
4月	25日(金)	柏原福祉センター(木の根センター)	会議室1
5月	27日 (火)	氷上住民センター	第1小会議室
6月	10日 (火)	春日福祉センター(ハートフルかすが)	会議室1
7月	10日(木)	山南福祉センター(さんなん荘)	1階デイサービス室
8月	15日(金)	青垣住民センター	本館活動室 I
9月	10日(水)	ライフピアいちじま	リハビリ室
10月	24日(金)	柏原福祉センター(木の根センター)	ボランティアルーム
11月	25日 (火)	氷上住民センター	第1小会議室
12月	9日 (火)	春日福祉センター(ハートフルかすが)	会議室1
1月	8日(木)	山南福祉センター(さんなん荘)	1階デイサービス室
2月	20日(金)	青垣住民センター	本館活動室 [
3月	11日(水)	ライフピアいちじま	リハビリ室

★丹波障害者就業・生活支援センター「ほっぷ」

障がいのある方が地域で安心して働き、暮らしていけるよう就職に関する相談や、自立した日常生活に必要なお手伝いをいたします。

〔利用対象者〕 丹波篠山市・丹波市にお住まいで、就職・生活上の支援を希望される方、また、そのご家族・関係機関の方。

〔利 用 料 金〕 利用料金は無料です。ただし、各種障害福祉サービスの利用などにより自己負担が必要な場合があります。

〔支援の内容〕 窓口での相談・職業評価・職場開拓・職場実習・定着支援など

〔開 所 日〕 月曜日〜金曜日 午前9時〜午後5時(祝日、年末年始を除きます)

〔所 在 地〕 丹波篠山市東沢田240-1 丹波篠山市障害者総合支援センター スマイルささやま内

〔連 絡 先〕 TEL 079-554-2339 FAX 079-554-1165

★相談支援事業所一覧

事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号	障がい児 対応	地域計 画相談 対応
みつみ生活サポートセンター	丹波市山南町岩屋635	70-0130	70-0078	0	0
障害者相談支援センター「小鹿」(新規受入休止)	丹波市氷上町香良107 香良病院内	82-9502	82-7040		0
相談支援センター たんば快援隊	丹波市氷上町横田460-1	80-2945	80-1294	0	
丹波市社会福祉協議会相談支援事業所	丹波市春日町黒井1500 ハートフルかすが内	74-4763	74-0478		
丹波市相談支援事業所「まごころ」	丹波市氷上町石生2059-5	88-5756	86-7326	0	
特定相談支援事業所「ポップたんば」	丹波市柏原町柏原4283-36 ポプラの家内	73-0501	72-0501		
相談支援事業所「ふるさと」	丹波市柏原町柏原1303-1	73-2700	73-2701	0	
ほのぼの介護相談支援事業所	丹波市市島町下竹田1406-1	86-7530	86-7530	0	
相談支援事業所スマイルケア	丹波市氷上町市辺683	80-1264	80-1264	0	
あしだメディケア・リンクス	丹波市柏原町母坪335-1-105	72-3577	72-3578	0	

[※]地域計画相談は、長期に渡って病院や施設に入院・入所している方等が地域で生活できるように相談支援を行うもの、又は地域生活が不安定な方に対して行う相談支援です。

[※]事業所によって、対応できる相談支援や受入状況による担当の可否が異なる場合があります。

★関係機関等一覧

名 称	所在地	電話番号
丹波市役所(本庁第2庁舎) 障がい福祉課	丹波市氷上町常楽211	88-5262 88-5263
丹波市役所 柏原支所 支所係	丹波市柏原町柏原5528	72-0544
丹波市役所 氷上支所 支所係	丹波市氷上町成松字甲賀1	82-3869
丹波市役所 青垣支所 支所係	丹波市青垣町佐治114	87-1001
丹波市役所 春日支所 支所係	丹波市春日町黒井811	88-5130
丹波市役所 山南支所 支所係	丹波市山南町谷川1110	77-0240
丹波市役所 市島支所 支所係	丹波市市島町上田814	85-1001
丹波市役所(本庁) 市民課	丹波市氷上町成松字甲賀1	82-6690
丹波市健康センター ミルネ	丹波市氷上町石生2059-5	88-5756
丹波健康福祉事務所	丹波市柏原町柏原688 兵庫県柏原総合庁舎内	72-0500
川西こども家庭センター 丹波分室	丹波市柏原町柏原688 兵庫県柏原総合庁舎内	73-3866
丹波市社会福祉協議会 本所	丹波市柏原町柏原2715 柏原福祉センター内	86-7171
丹波市社会福祉協議会 南部支所	 丹波市柏原町柏原2715 柏原福祉センター内 	72-1236
丹波市社会福祉協議会 西部支所	丹波市氷上町常楽209-1 氷上健康福祉センター内	82-4613
丹波市社会福祉協議会 西部支所青垣分室	丹波市青垣町佐治114 青垣住民センター内	87-0084
丹波市社会福祉協議会 東部支所	丹波市春日町黒井1500 ハートフルかすが内	74-0477
丹波市社会福祉協議会 南部支所山南分室	- - 丹波市山南町野坂176 山南福祉センター内	77-2359
丹波市社会福祉協議会 東部支所市島分室	丹波市市島町上田814 ライフピアいちじま内	85-0517
ハローワーク柏原	丹波市柏原町柏原1569	72-1070
丹(まごころ)ワークサポートたんば	丹波市春日町黒井811 市役所春日庁舎1階	74-3660
ちゃれんじスペース	丹波市柏原町母坪335-1(コモーレ丹波の森内)	070-2437- 8401
丹波県税事務所 課税第1課	丹波市柏原町柏原688 兵庫県柏原総合庁内	73-3745
柏原税務署	丹波市柏原町柏原518-1	72-1130
丹波市配偶者暴力支援センター		86-8730



障害福祉サービス事業所

事業所名	住 所	電話番号	サービスの種類
		72-1125	居宅介護、同行援護(柏原・山南地域)
丹波市社会福祉協議会ホームヘルプセンター	丹波市柏原町柏原2715	72-1102	居宅介護、同行援護(氷上・青垣地域)
		72-1103	居宅介護、同行援護(春日・市島地域)
みつみ学苑	丹波市山南町岩屋2004	77-0094	施設入所支援、就労継続支援B型、生活介護
みつみ学苑短期入所	丹波市山南町岩屋2004	77-0094	短期入所
春日育成苑	丹波市春日町野村65-1	75-0366	施設入所支援、生活介護
ショートステイ春日育成苑	丹波市春日町野村65-1	75-0366	短期入所
春日学園	丹波市春日町野村65-1	75-1080	施設入所支援、生活介護
ショートステイ春日学園	丹波市春日町野村65-1	75-1080	短期入所
ポプラの家	丹波市柏原町柏原4283-36	73-0501	施設入所支援、生活介護、短期入所
たんば園	丹波市柏原町柏原4283-36	73-0501	就労継続支援B型
きらめきワーク	丹波市柏原町柏原1018-1	73-0234	就労継続支援B型
ワークホームもあ	丹波市氷上町南油良809-1	82-9500	就労継続支援B型
ニコマルプラス	丹波市柏原町母坪374-1	78-9303	就労継続支援B型
ら・ぱん工房 来古里(きこり)	丹波市市島町上牧703	86-8177	就労継続支援B型
ウェルワークたんば	丹波市氷上町朝阪714	78-9656	就労移行支援·就労継続支援B型
メガデルガーデン	丹波市柏原町田路4-3	72-5100	就労継続支援B型
志進館	丹波市氷上町常楽990	88-5701	就労移行支援
B-up	丹波市氷上町常楽990	88-5701	就労継続支援B型
ライフアップたんば	丹波市氷上町朝阪714	78-9656	就労定着支援
たんばりん	丹波市氷上町成松307-7 フラワーハイツA-201	070-8399-1987	居宅介護、重度訪問介護
ほのぼの介護 市島 訪問介護事業所	丹波市市島町下竹田1416-1	86-1161	居宅介護、重度訪問介護
障がい者地域生活協力所 ワンスリー	丹波市市島町上牧708	85-3800	居宅介護、重度訪問介護
訪問介護はあと	丹波市青垣町西芦田957-1	88-5568	居宅介護、重度訪問介護
たんば快援隊	丹波市氷上町横田460-1	80-2945	自立生活援助
丹寿荘障害者短期入所事業所	丹波市市島町上竹田2336-1	85-3251	短期入所
ふぁみりー	丹波市春日町棚原2103	75-0028	短期入所
おかの花デイサービスセンター	丹波市春日町山田170	74-1700	生活介護
通所介護 心	丹波市柏原町柏原493-2	73-1180	生活介護
はっぴいはうす通所介護事業所	丹波市青垣町沢野95-5	87-2121	生活介護
スマイル	丹波市氷上町市辺670-3	71-4647	生活介護
F-union	丹波市柏原町柏原255-3	71-9004	就労継続支援A型
ら・創作工房 KOKONI	丹波市市島町上牧708	86-7890	生活介護
やすらぎスペース有悠	丹波市氷上町成松321-1	80-4850	生活介護
エール	丹波市氷上町常楽990	88-5701	就労定着支援
くろいくろまめ	丹波市春日町黒井1520	71-4486	生活介護

障がい程度別該当事業一覧

○印はおおむね全部が対象となり、△印は一部のみ対象となります。

	手帳種別		身体障害者手帳				療育手帳			精神障害者保健福祉手帳			所得	掲載	
接	援護等の種別	1	2	3	4	5	6	Α	B1	B2	1	2	3	制限	ページ
	介護者支援金	Δ	Δ					Δ						有	2
	特別障害者手当	Δ	Δ					Δ			Δ			有	2
	障害児福祉手当	Δ	Δ					Δ			Δ			有	2
手	特別児童扶養手当	0	0	Δ	Δ			0	Δ	Δ	Δ	Δ		有	2
当	児童扶養手当(父または母が重度障がい者)	Δ	Δ					Δ			Δ			有	2
年金	障害年金	Δ	Δ	Δ	Δ			Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	有	2
等	特別障害給付金	Δ	Δ	Δ	Δ			Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	有	2
	無年金外国籍障害者等福祉給付金	Δ	Δ	Δ				Δ	Δ		Δ	Δ		有	2
	兵庫県心身障害者扶養共済制度	0	0	0				0	0	0	Δ	Δ	Δ	-	3
	兵庫県心身障害者扶養共済制度掛金助成	0	0	0				0	0	0	Δ	Δ	Δ	-	3
	重度障害者医療費	0	0					0			0			有	3
	高齢重度障害者医療費	0	0					0			0			有	3
	後期高齢者医療制度による障がい認定	0	0	0	Δ			0			0	0		_	4
医療	自立支援医療費(更生医療)	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ							有	4
費	自立支援医療費(育成医療)	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ							有	4
	自立支援医療費(精神通院医療)										0	0	0	有	4
	精神障害者医療費										0	0	0	有	4
	特定疾病療養受療証の交付	特定	疾病に	に係る	療養を	そ受け	る方							-	4
	補装具費支給事業	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ							有	5
補装	日常生活用具費支給事業	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	有	5
表 具	人生いきいき住宅助成事業	Δ	Δ					Δ						有	5
等	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業		小児	慢性物	寺定疾	病児								有	5
	軽•中度難聴児補聴器購入費等助成事業		軽	• 中度	の難恥	恵児	1							無	5
	相談支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	6
	意思疎通支援者派遣事業	聴覚	文は音	声・詞	言語機能	能障がは	ハ者							-	6
	点字・声の広報等発行事業		重原	度視覚	障がし	\者	ı							-	6
地	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	6
域	生活訓練事業		肢体に	こ障が	いがま	る方	ı							-	6
生	自動車運転免許取得費助成事業	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	有	6
活支	自動車改造費助成事業	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ							有	6
援	訪問入浴サービス事業	Δ	Δ											-	6
	おでかけサポート事業	Δ	Δ	Δ	Δ			0	0	0	0	0	0	有	7
	移動支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	7
	日中一時支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	7
	更生訓練費支給事業	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	\triangle	Δ	Δ	Δ	Δ	\triangle	Δ	有	7

手帳種別			身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者保健福祉手帳			所得	掲載
接	援護等の種別		1	2	3	4	5	6	Α	B1	B2	1	2	3	制限	ページ
地	地域活動支援センター事業		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	-	7
地域生活支援	就労支援施設利用者負担扶助費支給事業		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	-	8
支援	人工透析治療通院費助成事業		人工透析療法を受けている方											有	8	
障害福祉サービス			Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	-	8~9
障害	障害児通所支援		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	-	10
	軽自動車税・自動車税・自動車税種別割・ 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ		Δ			_	11
税	所得税・住民税の障害	税・住民税の障害者控除		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	12
減 年	相続税の障害者控除		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	12
	贈与税の非課税		0	0					0			0			-	12
	個人事業税の非課税		重度視覚障がい者											-	12	
	心身障害者扶養共済制度給	付金の非課税	0	0	0				0	0	0	0	0	0	-	12
資金	生活福祉資金(福祉資金		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	_	12
公	デマンド型乗合タクシー	-運賃の割引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	13
	有料道路通行料金の	本人運転	0	0	0	0	0	0							-	13
	割引	介護者運転	第1種障がい者				0						-	10		
共料	NHK放送受信料の減免		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	有	13
金	丹波竜化石工房「ちーだ	こんの館」	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	13
等	植野記念美術館		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	13
の割	氷上回廊水分れフィー, アム	ルドミュージ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	13
31	柏原歴史民俗資料館・田ステ女記念館/春日歴史民俗資料館		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	13
	青垣温水プール		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	13
	ヘルプマーク・ヘルプカード		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	-	14
	兵庫ゆずりあい駐車場利用証の交付		0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	0			0			-	14
	FAX119番		聴覚又は音声・言語機能障がい者											-	14	
その	NET119緊急通報システム		聴覚又は音声・言語機能障がい者											-	14	
他	FAX11 O緊急通報		聴覚又は音声・言語機能障がい者											-	14	
	遠隔手話		聴覚又は音声・言語機能障がい者											-	15	
	電話リレーサービス		聴覚	又は音	声・調	言語機	能障か	い者							-	15
	郵便等による不在者投票		Δ	Δ	Δ										-	15

主な障がい者団体

障がい者団体は、会員相互の親睦・交流を深めるとともに、障がい者福祉の向上ため様々な活動に取り組まれています。

団体名	対象者	活動内容等	お問合せ先
丹波市身体障害者福祉協議会	身体障害者手帳 所持者	グランドゴルフや運動会などで親睦を深めたり、作品展や福祉制度を学んだり色々な活動を行っています。 [年会費] 1,000円	丹波市身体障害者福祉協議会事務局 (丹波市社会福祉協議会本所内) 28 86-7171
丹波市視覚障害者福祉会	視覚障がいの身 体障害者手帳所 持者	定期総会、新年会、研修旅行、県視協祭のほか各種行事への参加 [年会費] 4,000円 (内1,500円県会費)	障がい福祉課 8 88-5262 8 88-5263
丹波ろうあ協会	丹波市と丹波篠 山市のろうあ者	定期総会、親睦行事、旅行、学習会、 兵庫県聴覚障害者協会行事のほか各 種行事への参加 [年会費] 18,000円 (内15,000円県会費)	障がい福祉課 お 88-5262 お 88-5263
丹波市手をつなぐ育成会	知的障がい者とその保護者	旅行、クリスマス会等で親睦を図っています。また、各支部でも親睦行事、学習会、バザー出店など会員が元気になる活動をしています。 [年会費] 2,000円	丹波市手をつなぐ育成会事務局 (丹波市社会福祉協議会本所内) ☎ 86-7171
木の根会家族会	精神障がい者の家族	会員に対する学習・相談会、「兵家連」 が行う事業への参加、当事者の社会復 帰支援 [年会費] 3,000円	木の根会家族会事務局 (市立障害者地域活動支援センター内) ☎73-1600
かたつむりの会	ダウン症児の親	作業所見学、バーベキュー、カラオケ、 クッキング(だんご作りなど)、研修 会への参加や勉強会もしています。 [年会費] 2,000円	さをり工房きゃらめる ☎ 090-9114-1711



内容が改正されることがありますので、ご注意ください。 また、詳しくは記載している相談窓口にお問合せください。 〒669-3602 丹波市氷上町常楽211 丹波市役所本庁第2庁舎 丹波市 福祉部 障がい福祉課

☎ 0795-88-5262 FAX 0795-88-5283

T 0795-88-5263

